

平成28年(ワ)第758号 大垣警察市民監視国家賠償請求事件

原告;三輪唯夫外3名

被告;岐阜県

原告第1準備書面

岐阜地方裁判所 御中

(民事第2部合議係)

2017年5月1日

上記原告ら訴訟代理人

弁護士 山田 秀樹

外

第1 裁判所は被告に対して釈明権を行使すべきである

被告は、答弁書において「警察による情報収集活動の具体的内容について個別に認否を明らかにすることをしない。」(3頁)とか、「本件議事録の内容を個別具体的に認否することはしない。」(同頁)などと主張し、大垣警察による情報収集等の活動についての認否を拒絶する態度を示している。

しかし、このような被告の態度は不当なので、裁判所におかれては、被告に対し、釈明権を行使して、訴状に記載された大垣警察による情報の収集、保管及び提供の具体的内容についての認否を求めていただきたい。

第2 適切な訴訟指揮が必要な理由

1 認否は民訴訴訟規則上の義務である

民訴規則80条は、「答弁書には、・・・訴状に記載された事実に対する認否・・・を具体的に記載・・・しなければならない」旨を定めている。したがって、民事

訴訟の被告には訴状に対し認否すべき義務があり、この義務が例外的に免除される場合があることを窺わせるような規定は見当たらない。被告は訴状に対し認否すべきである。

2 警察の活動にも司法審査が及ぶべきである

被告の態度は、警察の情報収集活動は、裁判所の審査が及ばない、いわば治外法権にあると主張しているに等しい。

憲法は、国民の権利を保障し、その侵害に対しては裁判所が救済にあたるべきことを規定している。国民が権利救済を求めて提訴した場合、裁判所は、国家権力の活動の憲法適合性、適法性を審査しなければならない。ところが、権力側が認否を拒絶できるとすれば、憲法の要請する権利救済の制度としての裁判が、つまりは司法権の行使が、機能不全に陥ってしまうであろう。

したがって、被告は、憲法の要請するところに従い、訴状に対し認否すべきである。

3 「管内」の活動であるとの前提は成り立たない

警察法53条は、警察署（長）の「警察の事務を処理する」権限は「管轄区域内」に限られる旨を定めている。

しかるに、被告は「岐阜県警察大垣警察署(以下「大垣署」という。)が、管内の公共の安全と秩序の維持、犯罪の予防鎮圧を目的として情報収集活動を行うこともその責務である。」(答弁書2頁)と主張し、これが認否拒否の直接的理由(警察の情報収集活動の内容を明らかにすべきではないから、というもの。)の前提とされている。

しかし、大垣市の中でも上石津町は大垣署「管内」ではなく、養老警察署の管轄である。岐阜県の「警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例」では、大垣署の管轄区域について「上石津町の区域を除く」と明記されている。

したがって、上石津町で情報収集等の活動をすることは、大垣署の「責務」ではない。被告の認否拒否は、その理由の前提が成り立たないという意味でも理由

がない。

4 まとめ

被告の認否拒否の態度は、国家権力を行使する者としての責務を放棄し、裁判所の果たすべき役割を妨げるものであって、断じて許容されるものではない。裁判所におかれては、断固たる姿勢を示し、被告に対し、訴状に対し認否するよう強く求めていただきたい。

以上